

国立大学法人東京外国語大学記念植樹に係る樹木受入要領

〔 令和 5 年 10 月 16 日 〕
規 則 第 97 号

(目的)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の敷地内への記念事業として植樹しようとする樹木（以下「樹木」という。）の受入基準等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(受入基準等)

第2条 本学は、本学の教職員、卒業生及び関係者から申し込みがあったものについて、この要領の定めるところにより、樹木を受入れることができる。

2 前項に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合は、原則として受入れないものとする。

- (1) 実行困難な受入れ条件が付されているもの。
- (2) キャンパス内では植生に適さないもの。

(植樹の申し込み)

第3条 寄贈者は、別に定める記念植樹寄贈申込書（別紙様式1）（以下「申込書」という。）を学長に提出する。

2 学長は、寄贈者から申込書の提出があったときは、財務・施設マネジメント・オフィスにおいて、前条の基準によりその内容を審議の上、支障がないと認められたときは、受入れの決定を行うものとする。

(報告)

第4条 財務・施設マネジメント・オフィス長は、樹木の受入れ及び設置場所について決定したときは、書面をもって学長及び資産管理責任者に報告するものとする。

(寄贈者との協議)

第5条 樹木の搬送、受入れ、維持管理等に関わる経費その他の条件については、必要に応じて本学と寄贈者において協議するものとする。

2 前項のその他の条件に、本学は次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 災害その他本学の責によらない事由により樹木が倒木し、又は枯木した場合において、本学はその再生等に要する費用負担を負わないものとする。
- (2) 樹木本来のその目的、趣旨及び価値等が明らかになくなったと認められた場合又は植樹した場所に管理上支障があると認められた場合は、本学は移植又は伐採等の措置を行うものとする。

(受入通知書等の送付)

第6条 学長は、樹木の受入れの承認を行ったときは、速やかに寄贈者に対して記念植樹受

入通知書（別紙様式2）を送付するものとする。

2 前項とは別に、必要に応じて学長から感謝状を寄贈者に贈呈できるものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年10月16日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学記念植樹に係る樹木受入要領（平成23年6月3日施設マネジメント室長裁定）は廃止する。

別紙様式 1

記念植樹寄贈申込書

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

住所.....

名称.....

代表者.....印

このことについて、下記のとおり寄贈（植樹）します。

記

1 植樹する樹木の種類及び数量等

2 植樹の時期及び目的

3 植樹の条件

4 植樹する樹木の金額

5 その他必要な事項

別紙様式 2

記念植樹受入通知書

年 月 日

寄 贈 者 殿

国立大学法人東京外国語大学長

年 月 日付けにてお申し込みのありました下記樹木については、ご趣旨に沿い
ありがたくお受けいたしますのでご通知申し上げます。

記

1 植樹する樹木の種類及び数量等

2 植樹の時期及び目的

3 植樹の条件

4 植樹する樹木の金額

5 その他必要な事項
